

番 号

年 月 日

日本国政府法務省

認 定 通 知 書

殿

あなたに対する出入国管理及び難民認定法第24条に規定する退去強制事由該当容疑事件に関し，審査を行った結果，下記のとおり認定したので，通知します。

認 定 要 旨

上記の認定に不服があるときは，この通知を受けた日から3日以内に特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができます。

法務省

入国管理局

入国審査官

署 名